

祇園 新橋地域のまちづくりをすすめる、ひとつの集まりとして「祇園新橋まちづくり部」は活動をしています。「祇園新橋まちづくりニュース」は、これからのまちづくりを皆様とともに考え、その取組をお知らせするニュースです。

2018年(平成30年) 11月 Vol.41

発行: 祇園新橋まちづくり部

Email:gionshinbashitatumi@gmail.com HP: http://gion-shinbashi.blog.jp/

第48回意見交換会のご案内

2018年度後半のまちづくり活動

[日時] 2018年11月22日(木)14時30分

11月はお火焚の後に行います。お間違えないようご注意ください。

【場所】「辰巳大明神の横テント」

【申込】申込は不要です。気楽にご参加ください。

地域の話題

2018 祇園登希代マルシェが開催されました

10/21(日)、気持ちの良い秋晴れの下、「2018秋 祇園登希代マルシェ」が開催されました。 つまみ細工ワークショップ「KOYUMI」さん、切り文字「じょじょすけさん」、まゆ玉細工の他、登希代 のお母さんの手作りの布細工も特別販売されました。

祇園新橋景観づくり計画書では、「建物外部に物品類(野菜、酒瓶等)の陳列をしないこと、建物内部であっても通りに容易に見える箇所での陳列をしないこと」を景観配慮事項でお願いしていますが、事前の申し出がされたことで開催の運びとなりました。



お母さんが持っているのは切り文字の七福神!





報告 白川南通遊歩道化の意見交換会が開催されました

祇園新橋地域では、白川南通の遊歩道化を要望しています。

10/25(木) 14 時より、祇園新橋景観づくり協議会、京都市、京都府警の共催で、白川南通の遊歩道化の意見交換会(祇園新橋歩くまち推進会)が開催されました。

活発な意見交換が交わされ、遊歩道化に向け、まずは実証実験を行う協力を得られました。

まだまだ道半ばですが、新橋通は花街らしさの中に凛とした趣と華やかさの似合う通りに、白川南通は、伝統の中にも活気と賑わいの似合う通りとして、魅力ある空間づくりを進めていきたいと思います。



10/25 (木) 弥栄ふれあいサロンにて。 参加者は 25 名でした。

報告 <京町家条例による地区指定の説明会が行われました>

9月28日(金)、京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」といいます。)による地区指定に関する説明会が行われました。京都市では、京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家の保全・継承を進めています。祇園新橋地区では、国の文化財保護法による伝統的建造物群保存地区(伝建地区)に指定され、補助金を申請することができますが、手続きに時間がかかります。

京町家条例による地区指定により、京町家の保全・継承に必要となる大規模改修工事や維持修繕にかかる費用に補助が出ます。

京町家条例により支援が充実されることになります。祇園新橋の風情を守り、地域の価値を高めていきたいですね!



美しい街並みをこれからも残してい きたいですね (^_^)

京町家条例の補助金に関して住民説明会が開催されました。

■京町家条例とは?

- ・京都の貴重な財産である京町家を守り、次の世代に引き継ぐための条例(正式名称は「京町家の保全及び継承に関する条例」)です。
- ・京町家を取り壊す際には、できるだけ早い段階(解体に着手する1年前まで)で京都市に届け出が必要です。※祇園新橋は伝建地区のため、伝建指定建物の保存が義務付けられています。

■補助制度について

- ・京町家条例に基づく「個別指定の京町家」や「<u>指定地区内の京町家</u>」に対し、修理・修景工事や設備改修工事等の費用の一部が補助されます。
- ・「個別指定の京町家」とは、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るう えで特に重要な京町家です。重要京町家とも言われます。
- ・祇園新橋地区は、平成30年10月15日に「**指定地区**」に指定されました。京町家が集積しており、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域です。
- ・指定地区内であっても、価値が高いものは個別指定されることもあります。
- ・祇園新橋京町家保全継承地区の範囲は伝建地区と同じです。

| 対象建築物 | 指定地区内の京町家 |
|-------|---|
| 対象工事 | ①外部改修工事 ^{※1} ②設備改修工事 |
| 補助金額 | 補助対象費用の 1/2 上限額 100 万円 |

※1 道路その他の公共の場所から見える部分の改修工事に限る。

■その他

- ・伝建の補助金は、前年に行われるアンケートで申請することが必要ですが、京町家条例の場合は、京都市に 予算があれば申し込めます。従来よりスピードアップが期待できます。うまく使い分け活用しましょう!
- ・スダレの取り替えへの補助は想定されていないようです。
- ・詳しくは、京都市まち再生・創造推進室(電話 222-3503)京町家担当まで!

■意見交換会 47 回(10/16 開催)の報告

- ・事前相談:台風被害のため、8・9 月は多かったです。建物の補修は急を要しますので事前協議の対象にはしませんが、補修後は報告をお願いします。
- ・11/22(水)お火焚祭、**11/18(日)お掃除**を行います。
- ・お火焚の護摩木(1本100円)をご希望の方は、永田さんまでご連絡ください。